改正後

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する省令

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　存続組合への届出等（第二条・第三条）
第三章　特例一時金の支給
第一節　通則（第四条―第十一条）
第二節　特例一時金の額の算定方法（第十二条―第十六条）
第三節　支払未済の特例一時金の請求手続（第十七条）
（削る）
（削る）
第四章　雑則（第十八条―第三十二条）
附則

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　特例年金給付　平成十三年統合法附則第二条第二項第四号に規定する特例年金給付をいう。

三　存続組合、特例一時金又は特例業務負担金　それぞれ平成十三年統合法附則第二十五条第三項、第三十条第一項又は第五十七条第一項に規定する存続組合、特例一時金又は特例業務負担金をいう。

四　特例退職共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例老齢農林年金又は特例遺族農林年金　それぞれ厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号。以下「平成三十年改正法」という。）による改正前の平成十三年統合法（以下「平成三十年改正前平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例老齢農林年金又は特例遺族農林年金をいう。

（削る）

改正前

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　存続組合への届出等（第二条・第三条）
第三章　特例年金給付、特例一時金及び特例退職共済一時金等の支給
第一節　通則（第三条の二―第十七条）
第二節　特例年金給付の請求手続の特例等（第十八条―第四十三条の三）
第三節　支払未済の特例年金給付及び特例退職共済一時金等の請求手続（第四十四条・第四十四条の二）
第四節　特例退職共済一時金等の返還手続等（第四十四条の三―第四十四条の八）
第五節　退職一時金等の返還手続（第四十五条）
第四章　雑則（第四十六条―第五十八条）
附則

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金　それぞれ平成十三年統合法附則第二条第二項各号に規定する退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいう。

三　存続組合、特例年金給付、特例一時金又は特例業務負担金　それぞれ平成十三年統合法附則第二十五条第三項若しくは第四項、第四十七条第一項又は第五十七条第一項に規定する存続組合、特例年金給付、特例一時金又は特例業務負担金をいう。

四　特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例老齢農林年金、特例障害農林年金又は特例遺族農林年金　それぞれ平成十三年統合法附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例老齢農林年金又は特例遺族農林年金をいう。

五　特例退職共済一時金、特例遺族共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金、特例通算遺族一時金又は特例老齢農林一時金　それぞれ特例退職共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金又は特例老齢農林年金の支給に代えて支給される厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の一時金をいう。